

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 23 号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 24 号「安芸市はたやま憩の家の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。

午後 1 時再開いたします。

休憩 午後 0 時 3 分

再開 午後 1 時

○小松文人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 48 号「安芸市集会所条例の一部を改正する条例」から議案第 50 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定期間の変更に関する件」及び議案第 53 号「平成 30 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」の 4 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 4 件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして提案理由を説明いたします。

議案第 48 号「安芸市集会所条例の一部を改正する条例」につきましては、下尾川地区から集会所用に建設された建物の寄附があったことから、これを受納し、下尾川集会所を設置するため、現行条例を改正するものでございます。

次に議案第 49 号「安芸市下尾川集会所の指定管理者の指定に関する件」につきましては、同集会所について、下尾川集会所運営委員会を指定管理者として指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

地域性や当該施設の性格等を考慮し、公募によらず地域の運営委員会を指定管理者として指定するもので、他の施設の指定期間の終了時期とあわせるため、指定期間は平成 31 年 4 月 1 日から 2 年間としております。

次に議案第 50 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定期間の変更に関する件」につきましては、「安芸市寿老人憩の家」及び「安芸市高齢者活動センター・老人憩の家」について、安芸市老

人クラブ連合会と平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間で指定管理の協定を結んでいましたが、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理者を辞退する申し出があったことから、指定期間を変更するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお両施設とも、平成 31 年 4 月 1 日から安芸市の直営とします。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件は、後刻担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 予算案件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 53 号「平成 30 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」につきまして、御説明を申し上げます。

主なものとして、昨年の 7 月豪雨災害への対応などにより、時間外勤務手当の不足が見込まれることから、今回追加計上するものでございます。補正予算書 1 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は 564 万 6,000 円の追加であります。

2 ページをお開き願います。歳入の補正につきましては、地方交付税を計上しております。

6 ページをお開き願います。歳出につきましては、総務管理費といたしまして、災害対応等による時間外勤務手当及び途中退職に伴います退職手当を計上するものでございます。

以上で、補正予算案件の説明を終わらせていただきます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○小松文人議長 これよりこれら 4 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 4 件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 48 号「安芸市集会所条例の一部を改正する条例」を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 49 号「安芸市下尾川集会所の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 50 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定期間の変更に関する件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 53 号「平成 30 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 36 号「平成 31 年度安芸市一般会計予算」から議案第 47 号「平成 31 年度安芸市水道事業会計予算」までの 12 件を一括議題といたします。

これより、これら 12 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 12 件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 36 号「平成 31 年度安芸市一般会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 37 号「平成 31 年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 38 号「平成 31 年度安芸市元気バス事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。